

期日報告書(5)

令和8年7月3日

消費者支援ネット北海道
理事長 松久三四彦 様

即決営業共通義務確認訴訟弁護団
弁護士 稲垣佳典
電話 011-590-5286

ご依頼のありました下記の件につき、次のとおりご報告及びご連絡申し上げます。

- 1 受任事件 原告 消費者支援ネット北海道
被告 株式会社即決営業
事件名 共通義務確認請求事件（令和7年（ワ）第1880号）

2 報告事項

- (1) 今回の期日 令和8年7月3日 午前11時00分

ア 出席者

原告：弁護士竹之内、弁護士道尻、弁護士原、弁護士稲垣

被告：弁護士篠原、弁護士正田、弁護士高松

イ 提出物（訴状等の陳述、証拠調べ）

原告：準備書面(2)

被告：被告準備書面(3)、乙3～乙4

ウ 期日でのやりとり（概要）

裁判所「支配性の要件について。被告側で契約についての客観的な資料を保有しているであろうことから、原告の主張に対する反証は容易とも思われる。」

「（被告に対し）契約をある程度類型化できないか。」

被告側「契約締結に至る経過については、多種多様であり、類型化は難しい。契約に関する資料をサンプルとして提出を検討する。」

「原告側が、電話勧誘販売の勧誘類型について、主張立証をすべきであると考えている。」

原告側「原告提出の準備書面(1)の5頁以下で、既に主張済みである。原告側で、電話勧誘販売の勧誘類型の全てを立証しなければならないとすれば、被害者全てを把握している訳ではないことから、対象消費者に該当しない消費者が生じてしまい、共通義務確認訴訟

の趣旨の反することになる。そもそも、契約類型が『電話勧誘販売』との特定で足りると考えている。」

「被告からの特商法 19 条 1 項の法定書面についての反論に対する再反論は必要ない、と考えている。」

裁判所「（被告に対し）支配性の要件に関する主張の補充と書証の提出をしてほしい。それと合わせて、共通義務の範囲に関する主張もお願いする。」

「（原告に対し）次回期日までに提出される被告側の書面に対する反論をお願いすることになる。」

- (2) 次回の期日 令和 8 年 9 月 3 日 午後 2 時 0 0 分
(書面提出期限 令和 8 年 8 月 2 0 日)

3 連絡事項

特にありません。

4 添付資料

- (1) 令和 8 年 6 月 3 日付け準備書面(2)
- (2) 令和 8 年 6 月 23 日付け被告準備書面(3)
- (3) 乙 3 ～乙 4
- (4) 第 4 回弁論準備手続期日調書